



国民健康保険ガイド わたしたちの国保

国民健康保険は、けがや病気をしたとき安心して医療を受けられるよう、加入者が保険税を出し合っ
て互いに助け合う制度で、市と埼玉県が共同で運営しています。

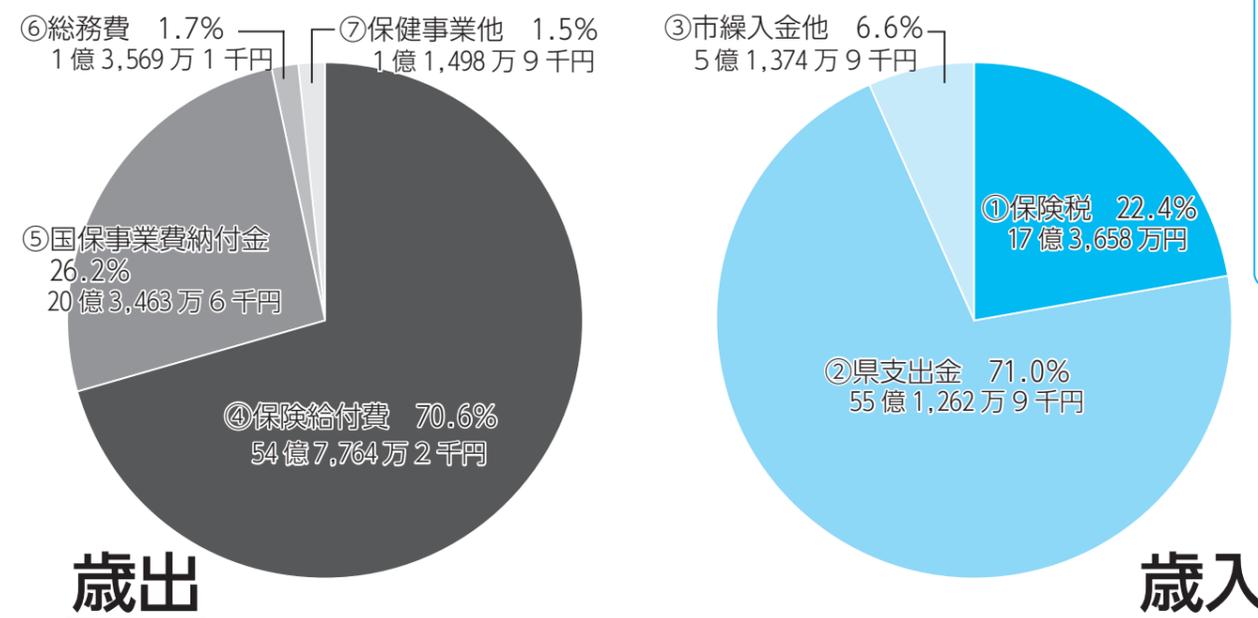
★保険課 ☎ 25- 1 1 1 6

令和2年度当初予算のお知らせ

令和2年度本庄市国民健康保険特別会計当初予算額

77億6,295万8千円

(昨年度の予算から2億8,738万8千円〈3.57%〉減)



今後の事業運営について

市の予算には、一般会計のほかに特別会計があり、国民健康保険は、特別会計で運営しています。

これからの歳入の確保と歳出の縮減に努め、国保財政を安定的に運営していきたいと考えています。そのためさまざまな取り組みを行ってまいります。

用語解説

- 歳入**
- ① 保険税 納めていただく保険税
 - ② 県支出金 県から支出される交付金
 - ③ 市繰入金他 一般会計からの繰入金など
- 歳出**
- ④ 保険給付費 本庄市国保が医療機関等に支払う医療費
 - ⑤ 国保事業費納付金 国保の安定的な財政運営のために県に納付するもの
 - ⑥ 総務費 国保事務に従事する職員の給与、事務費など
 - ⑦ 保健事業他 特定健診、健康づくり事業に関する費用など

◆特定健診を受診しましょう

40歳～74歳の本庄市国保の加入者を対象に、特定健康診査を実施しています。
年に一度、特定健診を受けて、生活習慣病の早期発見・重症化予防につなげましょう。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、6月末までの健診は中止です。7月以降の日程についても今後の状況により、中止する場合があります。

特定健診の自己負担は0円です

本庄市国保の加入者は、約1万円かかる特定健診を無料で受けられます。
集団健診の受診券は、4月に郵送しました。受診券が見当たらない場合は再発行ができますので、健康推進課(☎24-2003)へお問い合わせください。

◆交通事故など第三者の行為によりけがや病気をしたときはすぐに届出を

交通事故など第三者の行為によるけがや病気の場合でも、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は、加害者が負担すべきもので、治療にかかった費用のうち国保の負担分は、国保が一時的に立替え払いし、後日加害者に請求します。
そのため、交通事故でけが

をされるなど、第三者の行為を原因として国保の保険証を使って治療を受ける場合は、必ず保険課に届出をしてください。届出をしていただかないと、治療費を加害者に請求することができません。

届出の用紙は、保険課で配付、又は市ホームページからダウンロードできます。

◆ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎたあと、新薬と同じ成分で製造・販売された薬で、新薬より安価な薬です。
ジェネリック医薬品に変更することで医療費の抑制につながる効果が高いと思われる方に、年4回「ジェネリック医薬品差額通知」をお送りしています。通知には、ジェネリック医薬品に変更するとど

のくらい費用が安くなるか書いてありますので、参考にしてください。

なお、ジェネリック医薬品に変更するときは、お医者さんや薬剤師さんにご相談ください。
※全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。
※もともと低価格な薬など、新薬との価格差がそれほどない場合は、薬代があまり変わらない場合があります。

◆ごんなくきも給付が受けられます

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。金額は42万円(産科医療補償制度対象外の場合は40万4千円)です。

葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に対して5万円が支給されます。

なお、出産育児一時金は、原則として国保から医療機関に直接支払います。